

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域
北海道地区 北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、稚内市
東北地区 (略)	(略)
山形県	山形市、尾花沢市、上山市、寒河江市、酒田市、新庄市、鶴岡市、天童市、長井市、南陽市、東根市、村山市、米沢市
宮城県	仙台市、石巻市、岩沼市、大崎市、角田市、栗原市、気仙沼市、塩竈市、多賀城市、富谷市、登米市、名取市、東松島市
(略)	(略)
関東甲信越地区 (略)	(略)
茨城県	水戸市、稲敷市、牛久市、北茨城市、かすみがうら市、古河市、高萩市、つくば市、土浦市、那珂市、坂東市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市
(略)	(略)
北陸地区 (略)	(略)
石川県	金沢市、かほく市、小松市、珠洲市、七尾市、能美市、野々市市、羽咋市、白山市、輪島市
福井県	福井市、あわら市、越前市、小浜市、坂井市、鯖江市、敦賀市
(略)	(略)
中国地区 広島県	広島市、江田島市、尾道市、呉市、東広島市、福山市、三原市、三次市
岡山県	岡山市、赤磐市、井原市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、津山市、新見市、備前市、真庭市
(略)	(略)
四国地区 (略)	(略)
愛媛県	松山市、今治市、伊予市、宇和島市、西条市、四国中央市、東温市

[ 現 行 ]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域
北海道地区 北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、岩見沢市、歌志内市、江別市、帯広市、北広島市、北見市、砂川市、滝川市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市
東北地区 (略)	(略)
山形県	山形市、上山市、尾花沢市、寒河江市、酒田市、新庄市、鶴岡市、天童市、南陽市、東根市、村山市、米沢市
宮城県	仙台市、石巻市、岩沼市、大崎市、栗原市、気仙沼市、塩竈市、多賀城市、富谷市、登米市、名取市、東松島市
(略)	(略)
関東甲信越地区 (略)	(略)
茨城県	水戸市、稲敷市、牛久市、北茨城市、かすみがうら市、古河市、高萩市、つくば市、土浦市、那珂市、坂東市、ひたちなか市
(略)	(略)
北陸地区 (略)	(略)
石川県	金沢市、かほく市、小松市、白山市、能美市、野々市市
福井県	福井市、あわら市、坂井市
(略)	(略)
中国地区 広島県	広島市、江田島市、呉市、東広島市、福山市
岡山県	岡山市、赤磐市、井原市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、津山市、新見市、備前市
(略)	(略)
四国地区 (略)	(略)
愛媛県	松山市、今治市、伊予市、西条市、東温市

	高知県	高知市、香美市、香南市、四万十市、須崎市、土佐市、土佐清水市、南国市
	(略)	(略)
九州地区	(略)	(略)
	佐賀県	佐賀市、伊万里市、嬉野市、小城市、神埼市、多久市、武雄市、鳥栖市
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市、阿蘇市、天草市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、菊池市、合志市、玉名市、人吉市、水俣市、山鹿市
	大分県	大分市、宇佐市、臼杵市、杵築市、国東市、佐伯市、津久見市、日田市、豊後大野市、豊後高田市、由布市
	宮崎県	えびの市、串間市、小林市、西都市、日南市、延岡市、日向市、都城市
	鹿児島県	鹿児島市、始良市、阿久根市、奄美市、出水市、いちき串木野市、鹿屋市、霧島市、薩摩川内市、志布志市、曾於市、垂水市、西之表市、日置市
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年12月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和4年11月18日経企第2516号)  
この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。

	高知県	高知市、四万十市、須崎市、土佐市、土佐清水市、南国市
	(略)	(略)
九州地区	(略)	(略)
	佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、多久市、武雄市、鳥栖市
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市、阿蘇市、天草市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、合志市、玉名市、人吉市、水俣市
	大分県	大分市、宇佐市、臼杵市、杵築市、国東市、津久見市、豊後大野市、豊後高田市、由布市
	宮崎県	串間市、日南市、都城市
	鹿児島県	鹿児島市、始良市、鹿屋市、霧島市、曾於市、垂水市、日置市
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年10月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)